

2022年9月14日
SBI いきいき少額短期保険株式会社

新型コロナウイルス感染症における入院給付金のお支払いについて

この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

当社では2020年4月より、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「宿泊・自宅療養」といいます）は、約款上の「入院」として取扱い、入院給付金のお支払い対象とする特別取扱（以下「みなし入院」といいます）を実施しております。

今般、政府より、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象について、全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が公表されたこと等を踏まえ、「みなし入院」に係る入院給付金のお支払い対象を9月26日（月）以降、以下のとおり見直します。

<「みなし入院」による入院給付金のお支払い対象>

9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下の重症化リスクの高い方はお支払いの対象となります。

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊娠されている方

※ 9月25日（日）以前に診断された方については、上記の対象に限らずお支払いの対象です。

また今後、法令の改正等がなされた場合には、必要に応じてさらなる対応を行う可能性があります。

なお、当社では医療機関や保健所等のさらなる負担軽減のために、2022年9月2日（金）から、給付金請求時に「宿泊・自宅療養証明書」の発行を必要としない取り扱いに変更しています。詳細は給付金請求書類に同封しております案内『新型コロナウイルス感染症による入院給付金をご請求の皆様へ』をご確認ください。

以上